第四条の三第二十項第五号中「の株主で」を「（当該株式移転完全子法人又は他の株式移転完全子法人のうちその株主の数が五十人以上であるものを除く。）の株主で」に改め、「発行済株式等（当該」の下に「株式移転に係る」を加え、同項第六号イ(2)中「株式移転完全子法人及び他の株式移転完全子法人を合併法人とし、当該株式移転完全親法人を合併法人」を「株式移転完全親法人を合併法人とするもの及び当該他の株式移転完全子法人を被合併法人」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項第二号中「株式移転完全子法人及び他の株式移転完全子法人を被合併法人とし、当該株式移転完全親法人を合併法人」を「株式移転完全親法人を合併法人とするもので、当該株式移転完全子法人を被合併法人とするもの及び当該他の株式移転完全子法人を被合併法人」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項第二号中「いずれか」を「全て」に改め、「（当該株式交換完全親法人の役員への就任に伴う退任及び当該株式交換後に当該株式交換完全子法人を被合併法人、分割法人又は現物出資法人（次号及び第四号において「被合併法人等」という。）とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）を行うことが見込まれている場合における当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項において「合併法人等」という。）の役員への就任に伴う退任を除く。）」を削り、同項第三号中「被合併法人等」を「被合併法人、分割法人又は現物出資法人（次号において「適格合併等」という。）とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）」に、「係る合併法人等」を「係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項において「合併法人等」という。）」に改め、同項第四号中「子法人事業の全部又は一部が」を「子法人事業の全部又は一部が」に改め、「（以下この号において「合併等移転子法人事業」という。）」を削り、「当該適格合併等に係る合併法人等において引き続き営まれることが見込まれ、かつ、当該株式交換完全子法人の子法人事業のうち当該合併等移転子法人事業以外のものが当該株式交換完全子法人において引き続き営まれる」を「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該子法人事業の全部が移転することが見込まれている場合　当該子法人事業が当該適格合併等に係る合併法人等において引き続き営まれること。

ロ　当該子法人事業の一部が移転することが見込まれている場合　当該子法人事業が当該適格合併等に係る合併法人等及び当該株式交換完全子法人において引き続き営まれること。

第四条の三第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項各号中「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項第一号中「第十二項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10　法第二条第十二号の十四に規定する国外にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債は、国外にある事業所に属する資産（国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法の規定による鉱業権及び採石法の規定による採石権を除く。）又は負債とし、同号に規定する当該他の外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものは、外国法人が他の外国法人に同号に規定する国外資産等の移転を行う現物出資のうち当該国外資産等の全部又は一部が当該移転により当該他の外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとなる現物出資とする。

11　法第二条第十二号の十四に規定する国内資産等の移転を行うものに準ずるものとして政令で定めるものは、内国法人が外国法人に同号に規定する国外資産等（現金、預金、貯金、棚卸資産（不動産及び不動産の上に存する権利を除く。）及び有価証券以外の資産でその現物出資の日以前一年以内に法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する内部取引その他これに準ずるものにより法第二条第十二号の十四に規定する国外資産等となつたものに限る。以下この項において「特定国外資産等」という。）の移転を行う現物出資（当該特定国外資産等の全部が当該移転により当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとなる現物出資を除く。）とする。

第五条第一項中「（収益事業の意義）」を「（定義）」に改め、同項第一号中「含む」を「含むものとし、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第四号（業務の範囲）に掲げる業務として行うものを除く」に改め、同項第二号ロ中「（住宅の建設及び譲渡等）」を「（業務）」に改め、同号ホ中「（平成十四年法律第二十二号）」の下に「第三十条（民間都市開発法の特例）又は」を加え、同項第三号ヘ中「附則第六条第一項」の下に「（探鉱貸付経過業務）」を加え、「（経過業務）」を「（鉱工業承継業務）」に改め、同項第五号ニ中「（宗教法人の定義）」を「（法人格）」に改め、同項第六号中「（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第三号及び第四号（業務の範囲）」を「第十四条第一項第二号及び第三号」に改め、同項第十四号ロ(3)中「（専修学校及び各種学校）」を「（私立専修学校等）」に改め、同項第二十九号リ中「第十七条第一項」の下に「（健康診断）」を「第三項（ハの下に「定期の」を加え、同項第三十号ニ中「の受験資格」を削り、同条第二項第二号イ中「の意義」を削り、同号ニ中「の交付）の」を「）の」に改め、同項第三号イ中「（母子・父子福祉団体で父子家庭の父を使用するものに対する準用）」を「（父子福祉資金の貸付け）」に、「（母子・父子福祉団体で寡婦を使用するものに対する準用）」を「（寡婦福祉資金の貸付け）」に改める。

第八条第一項第一号ハ中「分割法人」の下に「（当該分割が法第六十二条第一項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する特定分割型分割（以下この項において「特定分割型分割」という。）である場合にあつては、当該特定分割型分割に係る分割法人の株主等）」を加え、同項第六号中「当該分割型分割により分割法人」の下に「（当該分割型分割が特定分割型分割である場合にあつては、当該特定分割型分割に係る分割法人の株主等）」を、「無対価分割（ハの下に「以下この号において「無対価分割」という。）で」を加え、「ものに限る。）に該当する」を「場合における」に改め、「分割純資産対応帳簿価額を減算した金額」の下に「（当該法人が資本若しくは出資を有しない法人である場合又は当該分割型分割が適格分割型分割に該当しない無対価分割である場合には、零）」を加え、同項第十号中「第四条の三第十四項第一号」を「第四条の三第十六項第一号」に改め、同項第十五号中「資産の価額」の下に「（当該分割型分割が特定分割型分割である場合にあつては、法第六十二条第一項後段の規定により当該特定分割型分割に係る分割法人の株主等に交付したものとされる同項に規定する分割対価資産の当該特定分割型分割の時の価額）」を加え、同号イ中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条第三項中「第一項第九号」を「同項第九号」に、「同条第十四項第一号」を「同条第十六項第一号」に改め、同条第四項中「同条第十四項第一号」を「同条第十六項第一号」に改める。

第九条第一項第一号ニ中「の益金不算入」を削り、同項第三号中「係る株式」を「おける株式」に改め、同項第七号中「第八十一条の三第一項」の下に「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を加え、同項第九号中「合計額」の下に「（当該分割型分割が法第六十二条第一項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する特定分割型分割である場合にあつては、同項後段の規定により当該特定分割型分割に係る分割法人が当該分割法人の株主等に交付したものとされる同項に規定する分割対価資産の当該特定分割型分割の時の価額）」を加え、同条第三項第一号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同号ロ中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第四項第一号及び第二号中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第十四条の十一第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条に次の一項を加える。

7　法第十条の三第四項ただし書に規定する政令で定める事由による事業の移転は、恒久的施設を有しない外国法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）による当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人である他の外国法人の恒久的施設に係る事業の全部又は一部の移転とする。

第二十五条第二項中「第六十九条第十一項に」を「第六十九条第十項に」に改め、同項第一号中「第六十九条第十一項第二号」を「第六十九条第十項第二号」に改める。